

新型コロナウイルス感染症

～まん延防止等重点措置について～

政府は東京都に対し、新型コロナウイルス感染症に対処する特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を適用することを決定しました。このことを受け、東京都は本日から5月11日までの間、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取り組みについて、23区及び6市に対し、要請を行いました。今回の適用に島嶼地区は含まれていませんが、島内での感染拡大を防ぐため、新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限努めていく必要があります。三宅村におきましても日中を含む不要不急の外出自粛に加え、島外への移動、特に変異株により感染が拡大している大都市圏との往来につきましてもこれまで以上の自粛をお願いいたします。

村民の皆さまには、これまでも様々な感染防止対策に努めていただいているところですが、今後も気を緩めることなく、新型コロナウイルスを「島に持ち込まない」、「感染しない、感染させない」ことをお一人お一人が我が事として、島をウイルスから守る行動を強くお願いいたします。

今後ともすべての村民の皆さまの「心をつにした取り組み」で私たちの三宅島を守っていきましょう！

1 外出自粛のお願い

【住民の皆さまへ】

日中も含めた不要不急の外出自粛に加え、**島外への移動、特に変異株により感染が拡大している大都市圏との往来につきましてもこれまで以上の自粛をお願いします。**

【来島される皆さまへ】

不要不急の来島の自粛をお願いします。なお、不要不急以外で来島される場合は、三宅島観光協会が定めた「ガイドライン」の遵守をお願いします。

2 公共施設の利用時間について

【利用時間】全ての村公共施設（学校施設も含む）について、21時までとします。

※ただし三宅村レクリエーションセンターは平日は19時まで、土日祝日は16時までとします。

※火葬場の通夜等については従来どおり22時までとします。

【期間】令和3年4月12日(月)～令和3年5月11日(火)

【利用にあたっての注意事項】

感染防止のため、施設の利用規定及び各団体が定めた利用基準を遵守ください。

3 事業者等の皆さまへの営業時間短縮のお願い

【飲食店の営業時間の短縮】

飲食店の皆さまには、5時から21時までの営業時間短縮をお願いします。酒類の提供は11時から20時までとしてください。

【飲食店以外の皆さま】

飲食店以外の皆さまも5時から21時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

▶事業者の皆さまには感染防止対策の徹底をお願いします。

4 そのほか

*村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止対策を徹底したうえで、通常に継続します。

*村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続します。

* 島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。